

公立大学法人広島市立大学FD・SD委員会規程

平成22年4月1日

規 程 第 15 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、FD・SD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) FD 広島市立大学（以下「本学」という。）の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組をいう。
- (2) SD 本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の職員（事務職員のほか、教員、技術職員等を含む。）に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な取組をいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) FD活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (2) SD活動の企画、立案及び実施に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、FD及びSDに関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教育・学生支援担当理事
 - (2) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 各1人
 - (3) 広島平和研究所が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから理事長が任命する者 1人
 - (4) 総務室長
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者
- 2 委員会に委員長を置き、教育・学生支援担当理事をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(委員の任期)

第5条 前条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第10条 委員会に、第3条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局教務・学部運営室において遂行する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。